

亙理名取地区広域行政連絡協議会規約

(昭和51年11月1日)

改正 昭和55年 6月11日

改正 平成 2年 5月11日

改正 平成24年11月26日

(目的)

第1条 この協議会は、亙理名取地区の広域行政に関する計画の策定及び計画の実施についての連絡調整を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、亙理名取地区広域行政連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(構成市町)

第3条 協議会は、次に掲げる市町（以下「構成市町」という。）により構成する。
名取市・岩沼市・亙理町・山元町

(事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 広域行政計画の策定
- 二 計画の実施に関する連絡調整
- 三 前二号の事務を行うために必要な調査研究

(組織)

第5条 協議会は、委員4名をもって組織する。

- 2 委員は、構成市町の長をもって充てる。

(会長及び監事)

第6条 協議会に会長及び監事を置く。

- 2 会長及び監事は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表する。
- 4 監事は、協議会の経理を監査する。
- 5 会長及び監事の任期は、2年とする。ただし、会長又は監事が任期中に構成市町における長でなくなったときは、その職を失うものとし、この場合における後任の会長及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会

長の職務を代理する。

(幹事会)

第8条 協議会の担任する事務を調査審議するため幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、構成市町の企画担当課長をもってこれに充てる。

(職員)

第9条 協議会の事務に従事する職員は、構成市町の長がそれぞれ当該市町の職員の中から選任するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、会長所在市町内に置く。

(会議)

第11条 協議会の会議は、協議会の事務の管理および執行に関する基本的な事項を決定する。

2 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 委員がやむを得ない事情で出席できない場合は、当該委員の指定する職員をもって、その職務を代理させることが出来る。

(経費の支弁の方法)

第12条 協議会の事務に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、構成市町が負担するものとし、その負担金の額は、構成市町長が協議により定める。

(出納)

第13条 協議会の出納は会長が行う。

(その他必要事項)

第14条 会長は、この規定に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会議を経て定めることができる。

附 則

この規約は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年11月26日から施行する。